

事業報告書  
法人 令和2年度

社会福祉法人 湖北真幸会

【 評議員 】 評議員定数 7名以上 （現員 7名）

氏 名	任 期	職 業
脇坂 喜一郎	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	農 業 元農協理事・元自治会長
柴田 敬一	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	元入所者家族代表・会社役員 元自治会長
杉田 次郎	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	入所者家族代表 元社員
野淵 秀樹	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	歯 科 医 師
大野木 高志	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	税 理 士
中川 千晃	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	看 護 師 自治会の婦人会副会長
上野 暢之	自 平成29. 4. 1 至 令和 2年度会計に関する 定時評議員会の終結時	長生堂薬局 薬剤師

平成29年3月に評議員改選を行い、令和2年度会計に関する定期評議員会(令和3年6月予定)の終結の時まで法人評議員として上記の通りが選出された。

【 法人の概要 】

代表者氏名 : 佐武晃幸

主たる事務所の所在地 : 滋賀県長浜市湖北町延勝寺1844

法人認可年月日 : 2004年7月29日

法人登記年月日 : 2004年8月4日

法人認可番号 : 滋賀県令レ第1126号

法人番号 : 業務管理体制の整備に関する法人番号 : A 2500000168025203 (平成22年4月30日)

【 法人の行う事業 】

① 第1種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(イ) 特別養護老人ホーム「湖北水鳥の里」の経営 (定員80名・平成17年10月1日)

(ロ) 特別養護老人ホーム「湖北朝日の里」の経営 (定員80名・平成24年4月1日)

② 第2種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業「湖北水鳥の里」の経営 (定員10名・平成17年10月1日)

老人予防短期入所事業 (平成18年4月1日)

(定員15名・平成30年7月1日)

③ 居宅介護支援事業

(平成21年12月1日)

④ 介護員養成研修事業(介護職員初任者研修事業)

【 役員 理事定数 6名以上(現員 6名) 監事定数 2名(現員 2名)

職名	氏名	任期
代表理事	佐武 晃幸	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
理事	多治見 公高	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
〃	竹葉 智至	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
〃	竹本 直隆	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
〃	佐武 真理子	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
〃	竹内 源一	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
監事	吉田 芳信	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月
〃	関谷 隆義	自 令和1年6月22日 至 令和 3年 6月

令和1年6月に役員改選を行い  
令和3年6月の定時評議員会の  
終結時までの任期。

【 平成29年度法人開催事業 】

① 理事会

令和 2年度は理事会を令和 2年 6月、12月、および令和 3年 3月に開催した。

開 催 日	議 事 内 容
(理事会の決議の省略)  令和 2年 6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事量の職務執行状況の報告</li> <li>① 令和 1年度 事業報告 (法人事業報告 施設事業報告)</li> <li>② 令和 1年度 決算報告について承認を求める件</li> <li>③ 令和 1年度 決算監事監査報告について</li> <li>④ 社会福祉充実残高についての報告(令和 1年度決算資料から)</li> <li>⑤ 夏季賞与について(支給額及び支給予定日)</li> <li>⑥ 給与規定の変更                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格手当(社会福祉士)の変更</li> <li>・ 介護報酬加算に関する内規</li> <li>・ 介護職員等特定処遇改善加算に関する内規</li> </ul> </li> <li>⑦ 令和2年度 第1回定時評議員会の招集について                         <ul style="list-style-type: none"> <li>法律及び定款に基づき評議員会を開催することなく報告事項につき報告の省略を行うことの提案</li> </ul> </li> <li>⑧ 施設の状況</li> </ul>
令和 2年12月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナ禍における施設の状況</li> <li>② 冬季賞与について</li> <li>③ 施設の状況について</li> </ul>
(理事会の決議の省略)  令和 3年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事量の職務執行状況の報告</li> <li>① 令和 2年度 補正予算案について</li> <li>② 令和 3年度 法人の事業計画について</li> <li>③ 令和 3年度 「湖北水鳥の里」事業計画について</li> <li>④ 令和 3年度 「湖北朝日の里」事業計画について</li> <li>⑤ 令和 3年度 居宅介護支援事業所「のぞみ」事業計画について</li> <li>⑥ 令和 3年度 予算案について</li> <li>⑦ 育児・介護休業に関する規則の変更について</li> <li>⑧ 運営規定及び重要事項説明書の変更(水鳥の里・朝日の里)                         <ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項説明書の変更(居宅介護支援事業所「のぞみ」)</li> </ul> </li> <li>⑨ 技能実習生の入国後研修について</li> <li>⑩ 施設の現況について</li> </ul>

② 定時評議員会

開催日	議事内容
(評議員会決議の省略)  令和2年6月24日	① 令和1年度 決算報告について承認を求める件 及び 決算監事監査について  ② 令和1年度 社会福祉充実残高の算定報告

③ 監事監査状況

日	時	監事	指摘事項
令和2年5月28日	13:00 ~ 15:00	吉田 芳信 関谷 隆義	なし

※ 参考

令和2年度決算の監事監査については、令和3年5月26日に実施した。

#### ④ その他の事業

I 平成21年12月に居宅介護支援事業所を開始した。平成25年1月に「のぞみ」の事務所を、「湖北水鳥の里」内の事務所から、湖北町速水の職員寮 1階へ移転をした。

同年4月から2名の介護支援専門員体制になった。しかし、平成27年4月から職員が1名体制になって、利用者先数を減らすことになった。同年9月から新たな2名体制となって以降は着実に間口が広がり、30年4月から3名体制になり、現在に至っている。

平成23～令和2年度の管理先(利用者先数)の推移については下記の通り。

	25/3	26/3	27/3	28/3	29/3	30/3	31/3	R2/3	R3/3
要介護(人)	25	36	41	37	62	63	81	84	94
要支援(人)	24	22	24	22	27	21	33	34	26
要支援1/2換算合計	37.0	47.0	53.0	48.0	75.5	73.5	97.5	101.0	107.0
介護支援専門員	1	2	2	2	2	2	3	3	3

※ 現在の3人の介護支援専門員は、27/3月と27/9月、及び30/4月から従事している

#### II 法人活動の啓蒙

法人ホームページの運営

#### III 新日系人にかかわる 就労支援事業

平成20年10月から新日系人にかかわる介護職員を雇用してきた。

令和3年4月1日時点、2人のフィリピン女性が介護士として勤務している(ともに2012年来日し就業)。1人には、公立大学に通う20歳の新日系人女子がいて、もう1人には新日系人男子2人がいる(県立高校を卒業して地元企業に就職した21歳と、今春から私立大学に通う18歳)。

これまでに、延べ11名の新日系人単身介護士、及び来日時に小学生・中学生である新日系人(19名)に同伴して来た母親13名が定住者として当法人に就労してきた。

その中でも、平成24年 2月～3月にかけて来日した12名(新日系人単身が5名と母親7名)は、「湖北朝日の里」が同年4月の開所時に、介護職員として貢献をした。

日本国籍を取得した者は勿論のこと、定住者・日本人の配偶者等の在留資格を有している者は、職業選択に制限が無い。この様な背景もあり、1年未満で失踪(平成24年12月～平成25年3月)した者もいて、その対象者には「前貸金及び研修プログラム代金の返還請求事件」として、その「行動の非」を訴えて提訴した。結果、大津地方裁判所で平成27年10月に分割返済すべしとの判決を得た。提訴した対象者は9名で、都度法的手続きを行った。

介護現場で真摯に働くフィリピン人がいる一方で、計画的に無断失踪したり、目先の益や理想を追うために、転職した新日系人やその母親がいた。日本の学校で日本文化・ルールも修学してきた新日系人子女には、母と同じ轍を踏むことなく、向上心を持った社会人となってほしい。

#### Ⅳ 技能実習制度で外国人介護士を雇用していく

10年余に亘り、新日系人支援事業を行ってきた。この経験から、フィリピン人のスタッフは、日本語能力をレベルアップすれば、介護能力を発揮出来ると分かった。

平成29年11月1日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行にあわせて、『外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加』された。そして、同年11月21日、「日本国法務省・外務省・厚労省とフィリピン労働雇用省との間の技能実習に関する協力覚書」が交わされた。しかしながらフィリピン国側の事情でその後の手続きが遅延していた。

ようやく、私どもの事案について、フィリピン海外雇用庁(POEA)の海外労働事務所(POLO)の東京事務所において、平成31年2月20日付で承認となり、必要な手続きを進めて同年9月3日に第一期生5名(N2:3名、N3:2名)が来日した。翌日から入国後研修を「湖北水鳥の里」に於いて一ヵ月間実施した。そして、同年10月4日に、内3名が「湖北水鳥の里」で技能実習の介護職として入職をし、現在それぞれのユニットで介護職(常勤)として従事している。

現在、マニラで技能実習候補生11名がオンライン授業を交えながら学習している。その教育環境はコロナ禍により厳しい状況が続いている。JLPTのレベルはN2が1名、N3が2名いる。しかし来日手続きは滞っている。他にN3レベルの候補生が数名いるものの、フィリピンでは昨年以降JLPTの試験が実施されていない。今後、計画的・定期的に技能実習生を受け入れていきたい。

#### Ⅴ 地域交流活動

◎ 地域からのボランティアの受入れや、地元の保育園・小学校・中学校から体験学習を受入れている。また、夏祭り・文化祭には入所者・利用者の家族様に開放している。しかしながら、現在ではコロナ禍により制限しなければならない状況になっている。

◎ 法人は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため除菌効果のある次亜塩素酸水をつくる装置を有し使用している。そして併せて地元の自治会等から要望があれば、無償で提供している。

◎ 施設入所者の方々に、市販の和洋菓子を『おやつ』として毎日提供してきたが、法人では、地元の業者の一助になればとのことで、市内製菓店より自家製菓子を提供している。

## VI 介護職員初任者研修事業

滋賀県の承認を得て、平成24年2月からこの研修事業を開始し、これまで9回実施してきた。この研修は公益事業であり、地元の方が、広く容易に参加していただけるように市の広報も利用させていただいている。最近、受講者数が少ないが、施設介護職員が研修講師をすることで自己啓発に繋がる事業でもあり、公益事業として継続していく。なお、技能実習生もこの研修を受講することになっている。

また、資格がなくても、介護職員(補助)として入職する場合、就業しながらこの資格を習得できるようにしている。この旨、ハローワークにも通知している。

なお、現在の環境が和らげば、この研修事業を活発化させる方針。

### 介護職員初任者研修の実施推移

	研修期間			修了者(人)
		～		
第1回	24. 2/15	～	24. 3/26	13
第2回	24. 10/17	～	24. 12/27	18
第3回	25. 3/29	～	25. 10/19	15
第4回	26. 3/14	～	26. 4/28	11
第5回	27. 4/20	～	27. 6/9	9
第6回	28. 4/11	～	28. 5/30	14
第7回	29. 4/10	～	29. 5/26	15
第8回	30. 5/14	～	30. 6/26	6
第9回	R2. 2/10	～	R2.3/24	2

累計 103 人